

港南区複合公共施設（仮称） 建設懇談会だより（第三号）

令和4年3月 港南区区政推進課発行

1. 港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会について

港南土木事務所跡地に「港南区複合公共施設（仮称）」（地域ケアプラザ、コミュニティハウス及び南部児童相談所の合築施設）を整備するにあたり、地域の皆さまのご意見を反映するため、永野地区の自治会町内会長、福祉活動団体の代表者を中心とした「港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会」を設置し、令和3年3月末に第1回、同年7月末に書面にて第2回を開催しました。第1回及び第2回の建設懇談会の内容については、地域への広報としてお配りした「建設懇談会だより（第一号及び第二号）」の情報と合わせ、港南区のホームページに掲載していますのでご覧ください。

なお、令和3年3月に設置しました港南区複合公共施設（仮称）建設懇談会については、設置要綱第3条に規定された「施設内容について意見交換を行い、市当局へ提言する」という任務が終了したため、第3回の開催をもって解散しました。

2. 第3回建設懇談会の概要について

第3回建設懇談会については、対面での開催調整を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、開催方法を書面開催へと変更しました。開催の内容としては、以下の3点についてを報告しました。

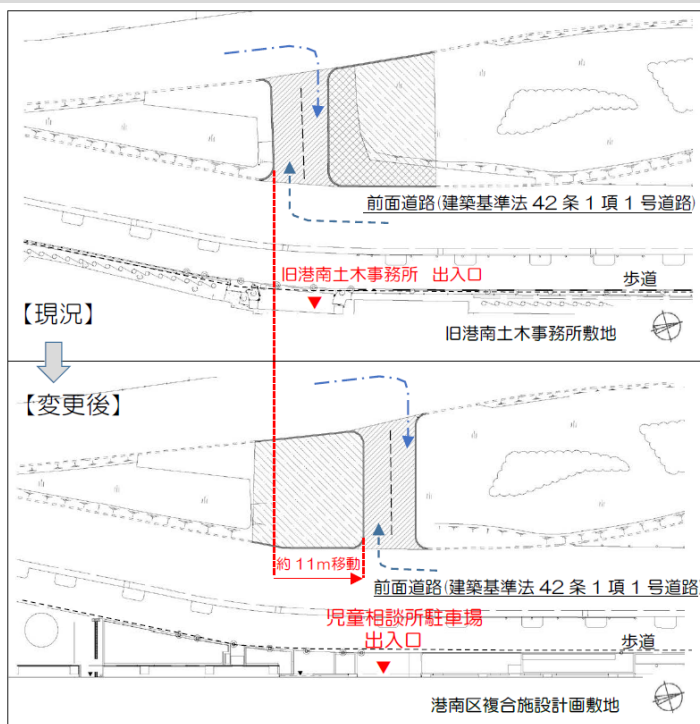
2-（1）. 平面プランの最終報告について

別紙の図面資料のとおり、施設の平面プランを確定しました。

2-（2）. 中央分離帯の計画について

旧土木事務所前出入り口前の中央分離帯の空地については、第1回建設懇談会において、警察等との協議を踏まえて、当該空地を封鎖するという説明をしたところ、「Uターンなどに使用しているため、残してほしい。」とのご意見をいただきました。

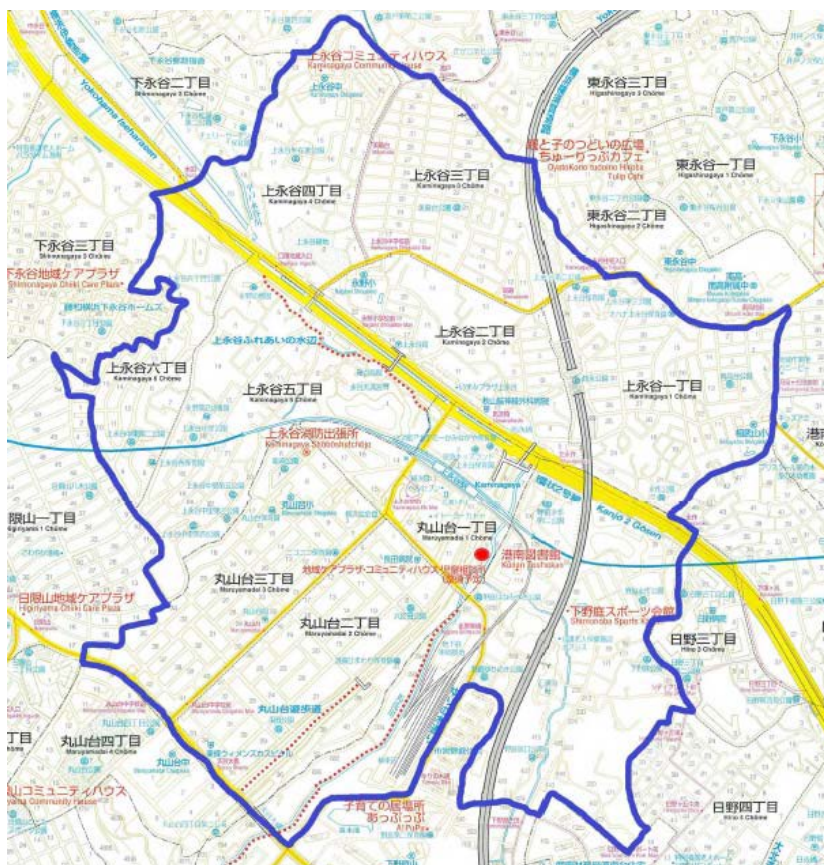
改めて関係各所と協議した結果、当該空地については、新しい建築物（児童相談所）の駐車場出入口に合わせた位置（現況より北側に約11m移動した位置）に設けることになりました。



2-(3). 包括圏域(案)及び施設名称(案)について

旧港南土木事務所跡地に建設される複合施設のうち、地域ケアプラザに係る「地域包括支援センター圏域」(以下、「包括圏域」)及び地域ケアプラザ・コミュニティハウスの「施設名称」については、これまで地域の皆さまとの意見交換を重ねながら検討を進めてきましたが、この度、「包括圏域」と「施設名称」について区役所最終案を決定しました。

「包括圏域(案)」については、既に設置されている地域ケアプラザの包括圏域とのバランス等を踏まえ、「上永谷一丁目～六丁目」、「丸山台一丁目～三丁目」及び「野庭町の一部」としました。(下図参照)



また、「施設名称(案)」については、当該圏域の中心に「上永谷駅」があることに着目し、「場所のイメージしやすさ・分かりやすさ」の観点から、「上永谷駅前地域ケアプラザ」・「上永谷駅前コミュニティハウス」としました。

3. 今後の予定について

令和4年秋ごろから建築工事に着手し、令和6年度の施設開所を予定しています。

工事期間中はご迷惑をおかけするかと思いますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

4. 建設懇談会の資料について

港南区役所のホームページに掲載しています。

URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/hukugousisetu_seibi.html

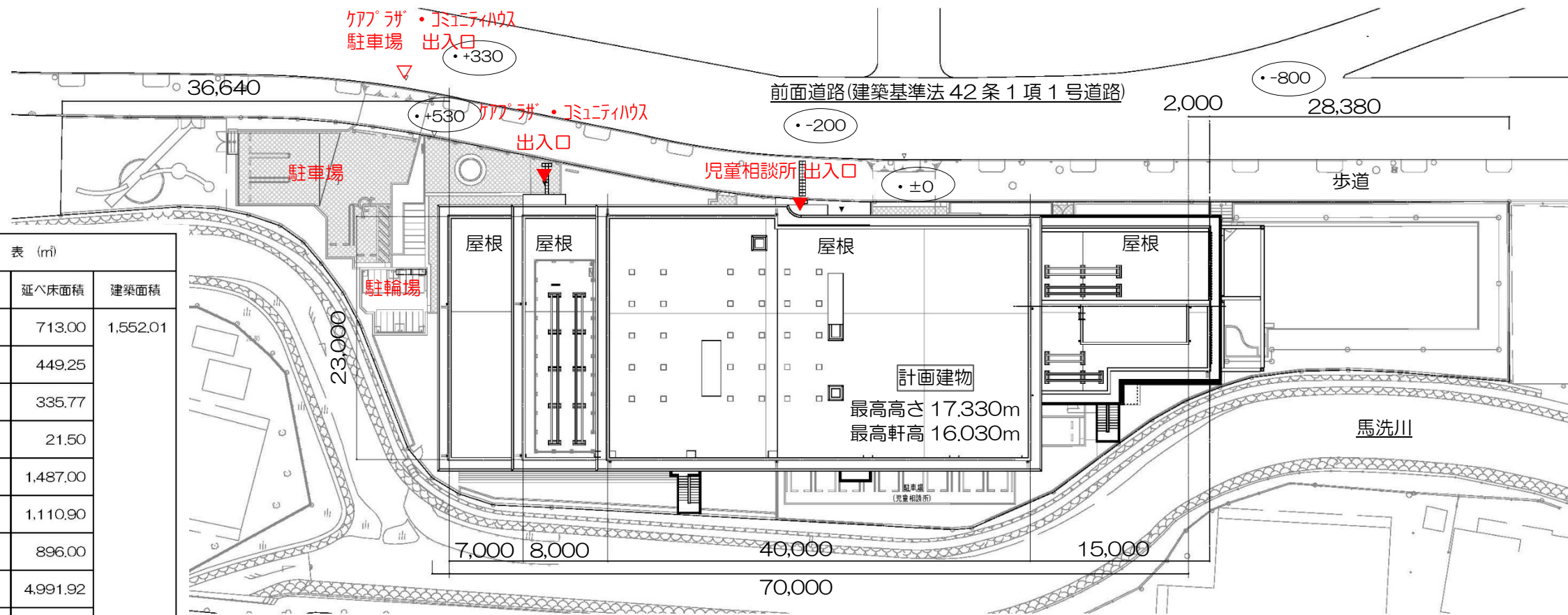


お問合せ先

〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目2番10号 港南区役所区政推進課企画調整係

電話：847-8319 FAX: 841-7030 Eメール：kn-kusei@city.yokohama.jp

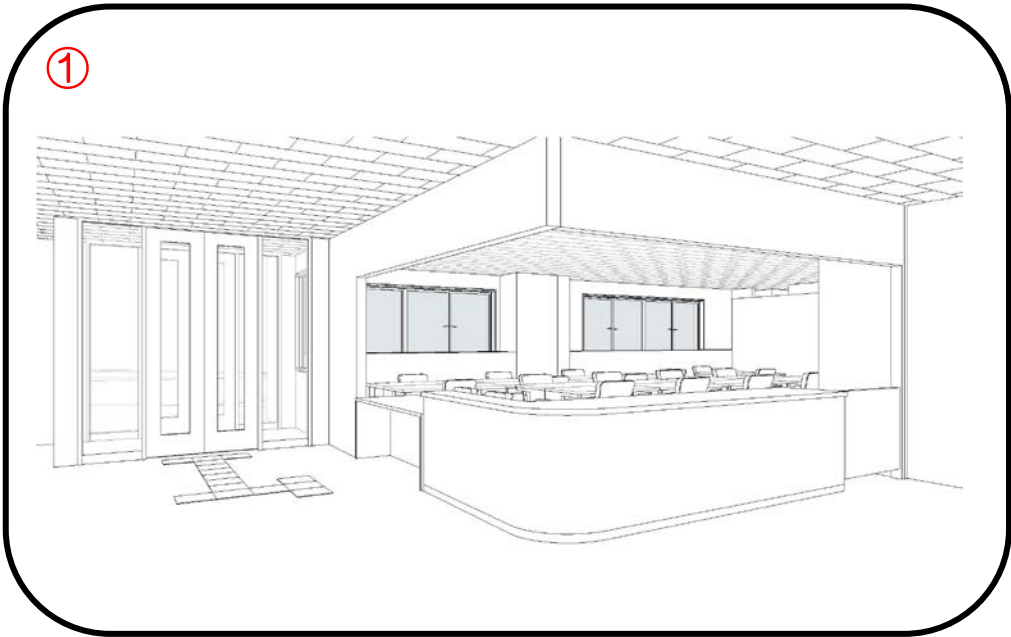
面積表 (㎡)		
	延べ床面積	建築面積
1階 (ケアプラザ・コミュニティハウス)	713.00	1,552.01
1階 (児童相談所)	449.25	
1階 (ピロティ)	335.77	
1階 (駐輪場)	21.50	
2階	1,487.00	
3階	1,110.90	
4階	896.00	
計	4,991.92	
容積率不算入面積	-372.36	
敷地面積		3,107.54
建ぺい率(60%)		49.94%
容積率(200%)		148.55%



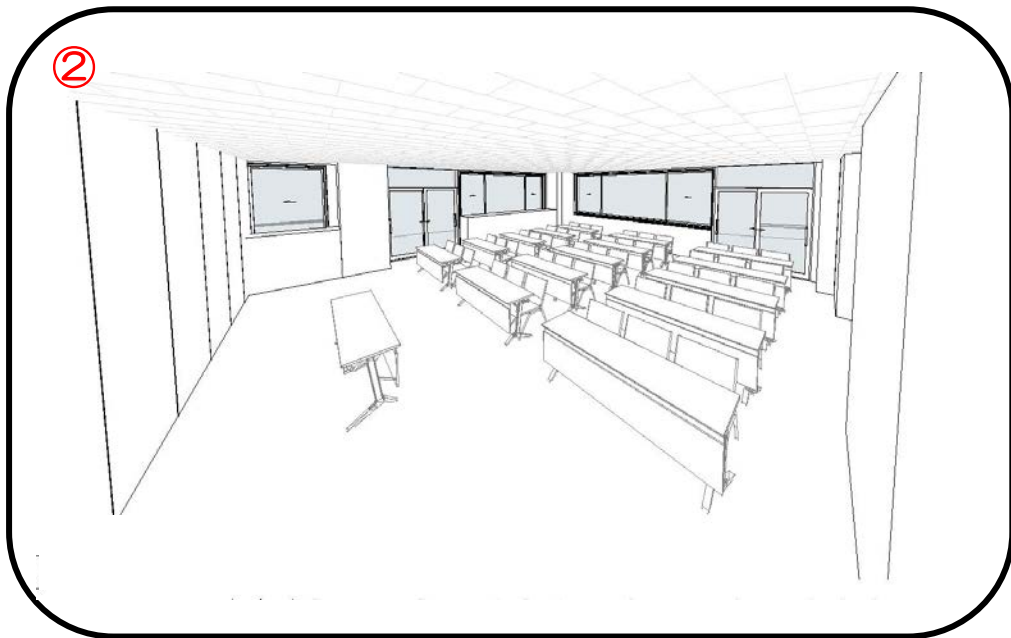
配置図



西側立面図



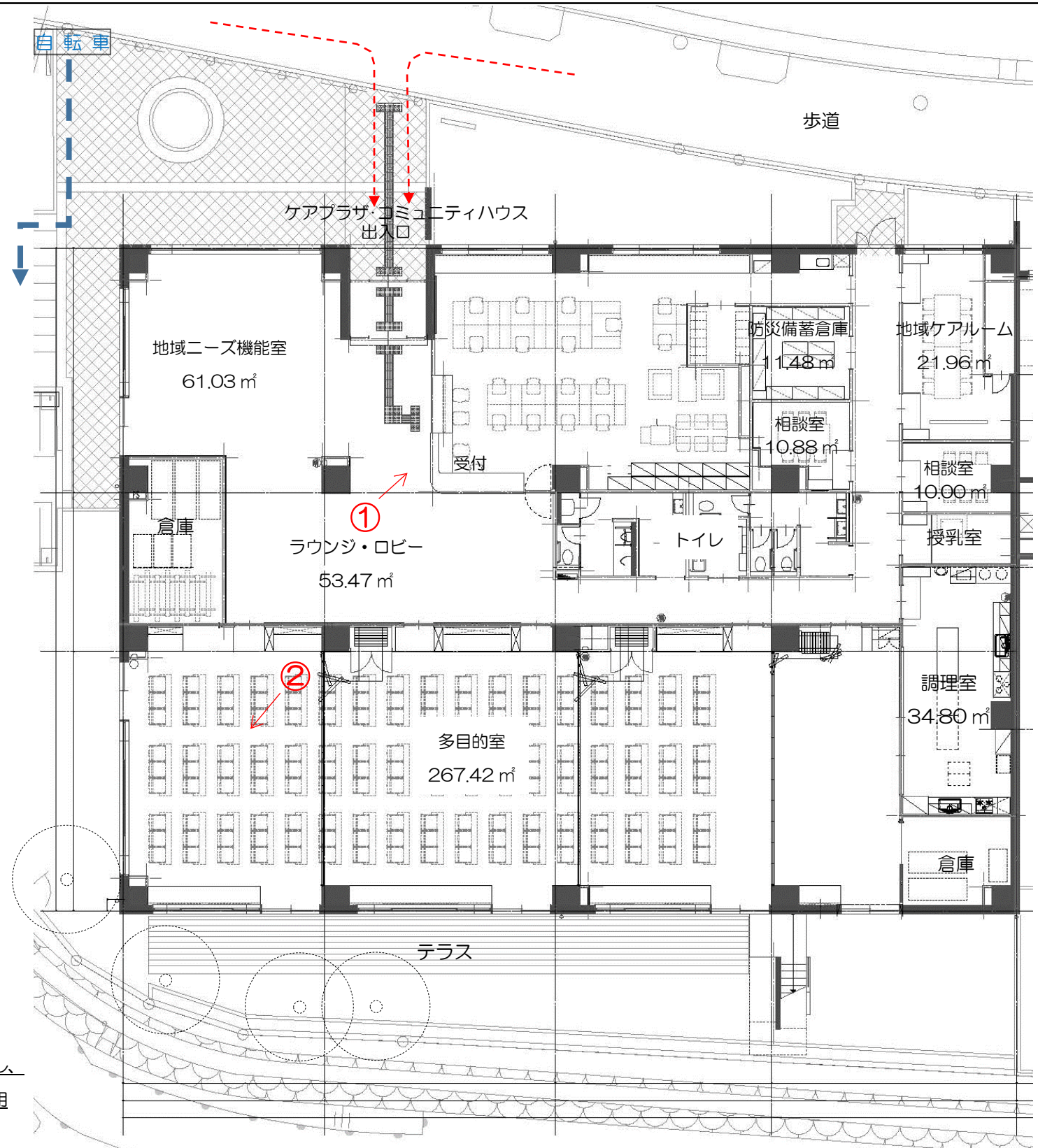
【受付 イメージ】



【多目的室(分割利用) イメージ】

【既存の桜の木の整備方針】

既存を残す計画としているが、工事の際に根の状況などを確認し、残すことが難しいと判断される場合には、川沿いおよび地域利用スペースに面して、新規の桜を植樹する計画とする



※今後の諸手続きにより、変更となる場合があります。